

大 監 第 10 号
平成 21 年 5 月 21 日

大阪市監査委員	足 高 將 司
同	広 岡 一 光
同	高 橋 敏 朗
同	高 瀬 桂 子

住民監査請求について（通知）

平成 21 年 4 月 27 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、次の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

記

1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

平成 20 年以降、民生委員協議会、社会福祉協議会、区地域振興会などより支給された交付金や補助金を地域団体で利用した際、支出に不明朗な点が多くあり、不正使用が予測される。

（1）社会福祉協議会会計報告について

地区事業補助金、共同募金配分金を補助金として社会福祉協議会より受けている。その支出の中で、平成 20 年事務用品費に「社協役員名札プレート」代として 24,334 円が支出されている。また、平成 20 年女性部「行動補助費」（16 名分）は 336,000 円で、1 年で 1.5 倍になっている。

（2）夏祭り収支決算報告について

「社会福祉協議会より」という名目で、400,000 円繰り入れられている。平成 19 年に「関西電気引き込み工事代」として 425,250 円支出され、工事代としては高額ではないか。平成 18 年の印刷事務費は案内状と礼状のみで 25,385 円で、平成 19 年から平成 20 年に増えている 6～7 万円がポスター代になる。そんなににかかるのか。平成 18 年の接待費が、平成 19 年から平成 20 年に倍以上になっている。来賓が急に増え

たのか。平成 17 年から平成 19 年に 57,000 円から 71,250 円だった役員給食代が平成 20 年は 119,010 円になっている。巻き寿司は 240 本のままである。

(3) 敬老の日記念式典収支について

社会福祉協議会より「繰入金」として、400,000 円受けている。お年寄の大部分の方は 500 円の記念品と 1,000 円の弁当を配られている。平成 20 年の式典記念品代から単価 1,000 円の弁当 240 個分 240,000 円を引くと 77,400 円である。これが表彰者記念品＋来賓土産額縁代となる。「来賓記念品代」が実際いくらかは不明だが、他の記念品代よりも高いのなら、本来祝って頂く方々の記念品よりも、来賓の記念品代が高いということになる。

(4) 集会所運営部会計について

市から補助金は受けていない。集会所のエアコンの台数が 3 台から 4 台へと 1 台増えているが、平成 20 年の報告によるとクーラーは 531,900 円、設置電気工事代が 287,550 円と高額である。

(5) 一般会計及び平成 21 年度予算（案）について

区地域振興会より交付金を受けている。平成 16 年から平成 19 年に 360,000 円だった「行動補助費」が、平成 20 年に 480,000 円、平成 21 年（案）で 720,000 円と 3 年で倍になろうとしている。「通信費」は、平成 16 年から平成 19 年は 120,000 円だが、平成 20 年 240,000 円、平成 21 年（案）500,000 円と 3 年で 4 倍以上になるのは不自然である。「地域振興関連費」も、平成 16 年から平成 20 年まで 500,000 円、平成 21 年（案）は 830,000 円と予算で 330,000 円増えている。平成 20 年と比べた香典とお祝い金の合計額は 60 万円増えている。

以上のことから、交付金、補助金の管理、運営方法の見直し、公金の不正流用の再発防止を求める。

2 地方自治法第 242 条の要件に係る判断

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求においては、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、違法不当性が主観的に思料されるだけでなく、具体的な理由により、当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすものとされ、請求人において違法事由を他の違法事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、これらを証する書面を添えて請求をする必要があるとされている。

請求人は、地域団体において、「民生委員協議会、社会福祉協議会、区地域振興会などより支給された交付金や補助金を利用した際、支出に不明朗な点が多くあり、不正使用が予測される」と主張している。

しかしながら、請求人の主張は、本市職員等の財務会計上の行為と直接には関係があるとは解されない地域団体の会計報告の内容が不明朗であることなどを問題にするだけであり、添付されている地域団体における会計報告等の事実証明書についても、本市職員等による当該行為等を直接窺わせるものは存在しない。

そうすると、本件請求は、住民監査請求の対象となし得る本市職員等による特定の当該行為等であることが摘示されているとはいえず、法第 242 条の要件を満たさないものと判断する。